

香川県鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱

制 定 24畜産第1013号
平成24年4月2日
改 正 2畜産第60689号
令和2年4月1日

第1 趣 旨

香川県鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 目 的

国の鶏卵生産者経営安定対策事業（平成23年4月1日付け22生畜第2067号）に係る基金に加入する鶏卵生産者が支払う事務手数料の負担軽減を行うことにより、鶏卵生産者の経営安定に資することを目的とする。

第3 補助金の交付

県は、第2の目的を達成するため、鶏卵生産者が基金（国の鶏卵生産者経営安定対策事業の事業実施主体等が積み立てる基金をいう。以下「基金」という。）に加入する場合において、当該鶏卵生産者が支払う事務手数料の負担軽減に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

第4 補助事業者

補助事業者は、基金に加入する鶏卵生産者又は鶏卵生産者の事務補助等を行う事業者若しくは団体（以下「補助事業者」という。）とする。

第5 補助金の額

補助金の額は、鶏卵生産者経営安定対策事業に参加する鶏卵生産者が基金に支払う事務手数料の範囲内とし、契約数量1キログラム当たり0.03円を上限とする。また、補助金の額は円未満切り捨てとする。

第6 事業計画書の提出

補助事業者等は、事業計画書（別紙様式第1号）を作成し、知事に提出するものとする。

第7 補助金の交付申請

補助事業者は、補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（別紙様式第2号）を知事に提出するものとする。

第8 補助金の交付決定

知事は、第7の規定による申請書の内容を審査し、補助金を交付することに決定したときは、補助事業者等に対し、その旨を通知するものとする。

第9 事業計画の変更

補助事業者は、基金に係る契約計画数量の20%を超える変更及び事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助事業変更承認申請書（別紙様式第3号）をあらかじめ知事に提出し、承認を受けるものとする。

第10 事業の実績報告

補助事業者は、補助事業を完了したときは、速やかに事業実績報告書（別紙様式第4号）を知事に提出するものとする。

第11 補助金の額の確定

知事は、第10の規定により提出された事業実績報告書を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、これを補助事業者に通知するものとする。

第12 補助金の精算払

知事は、補助事業が完了し、その額が確定した後、補助事業者からの請求により補助金を精算払により交付するものとする。

第13 補助金の返還等

知事は、補助事業者がこの要綱に違反し又は不正の行為を行ったときは、補助事業者に対して、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

第14 証拠書類の整備等

補助事業者は、補助事業に係る経理については、他の経理と区分して整理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期限は、当該補助事業完了の翌年度から起算して5年間とする。

第15 その他

この事業の実施に当たり、この要綱に定めのないものについては、補助事業者は、知事の指示を受けて行うものとする。

附則 この要綱は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する

(別紙様式第1号)

香川県鶏卵生産者経営安定対策事業計画書

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

所在地
補助事業者名
代表者名

令和 年度において、下記のとおり香川県鶏卵生産者経営安定対策事業を実施したいので、香川県鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱により事業計画書を提出します。

記

1 鶏卵生産者の概要

| 区分 支部等 | 農家数 戸 | 飼養成鶏めす羽数 (年2月1日現在) 羽 | 前年度実績 | | | 本年度見込 | |
|-----------|----------|-----------------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| | | | 鶏卵 生産量 kg | 鶏卵 出荷量 kg | 基金契 約数量 kg | 鶏卵 生産量 kg | 鶏卵 出荷量 kg |
| 計 | | | | | | | |

2 令和 年度基金契約計画数量

| 区分 支部等 | 農家数 戸 | 契約総数量 (見込み) 羽 | 契約内訳 | | 基金積立金 総額 円 |
|-----------|----------|---------------------|----------|----------|------------------|
| | | | 前期 kg | 後期 kg | |
| 計 | | | | | |

(別紙様式第2号)

香川県鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

香川県知事

殿

所 在 地
補助事業者名
代表者名

令和 年度において、下記のとおり香川県鶏卵生産者経営安定対策事業を実施したいので、香川県鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱第7の規定により補助金 円を交付されたく申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
(様式は事業計画書の記2の記載に準ずる)

3 経費の配分

| 区 分 | 事業に要する(又は要した)経費 | 負 担 区 分 | | 備 考 |
|---------|-----------------|---------|-----|--------------|
| | | 県 | その他 | |
| 基金加入推進費 | 円 | 円 | 円 | 基金積立金総額 円 |
| 計 | | | | |

4 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

| 区 分 | 本年度予算額 (又は精算額) | 前年度予算額 (又は本年度予算額) | 比 較 | | 備 考 |
|------|-------------------|----------------------|-----|---|-----|
| | | | 増 | 減 | |
| 県補助金 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| その他 | | | | | |
| 計 | | | | | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 本年度予算額 (又は精算額) | 前年度予算額 (又は本年度予算額) | 比 較 | | 備 考 |
|---------|-------------------|----------------------|-----|---|-----|
| | | | 増 | 減 | |
| 基金加入推進費 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | |

5 事業完了予定年月日

(別紙様式第3号)

香川県鶏卵生産者経営安定対策事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

香川県知事

殿

所在地
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった香川県鶏卵生産者経営安定対策事業について、下記のとおり変更したいので、香川県鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき申請します。

記

1 計画変更の理由

2 事業の内容の変更

(「別紙様式第2号」に準ずる。)

(注 補助金の交付決定が通知された事業の内容と変更後のそれと容易に比較対照できるよう2段書きし、変更前をカッコ書きすること。)

(別紙様式第4号)

香川県鶏卵生産者経営安定対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

香川県知事

殿

所在地
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった香川県鶏卵生産者経営安定対策事業については、下記のとおり実施したので、香川県鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱第10の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
(「別紙様式第2号」に準ずる。)
- 3 事業に要した経費の配分
(「別紙様式第2号」に準ずる。)
- 4 収支精算
(「別紙様式第2号」に準ずる。)
- 5 事業の完了年月日

(注) 基金等へ積立金を納付した証拠書類の写しを添付すること。